

## (仮称)都市のグランドデザイン有識者委員会設置要綱

平成29年4月5日

29練都都第2号

### (設置)

第1条 練馬区の将来のまちの姿を専門的見地から検討するため、(仮称)都市のグランドデザイン有識者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 概ね30年後の練馬区の理想とするまちの姿
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から(仮称)都市のグランドデザインを策定する日までとする。

### (委員長および副委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の中から区長の指名によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長の指名によってこれを定める。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (謝礼)

第6条 委員に謝礼を支払う。

- 2 謝礼の額は、別に定める。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱(平成14年3月14日練総情発第150号)第13条第1項各号のいずれかに該当すると

きは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月5日から施行する。